

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会  
基本政策委員会（第13回） 議事録

1 日 時

平成26年8月5日(火) 午前15時30分～16時40分

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、相田 仁（主査代理）、大谷 和子、菅谷 実、砂田 薫、  
関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、新美 育文、平野 祐子、  
舟田 正之、三友 仁志（以上13名）

(2) 総務省

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、  
吉田 博史（事業政策課長）、竹村 晃一（料金サービス課長）、  
河内 達哉（データ通信課長）、塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、  
宮地 俊明（高度通信網振興課長）、吉田 正彦（消費者行政課長）、  
田原 康生（電波政策課長）、布施田 英生（移動通信課長）、  
飯村 博之（事業政策課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、  
片桐 義博（料金サービス課企画官）、松井 正幸（電気通信利用者情報政策室長）、  
藤波 恒一（消費者行政課企画官）、富岡 秀夫（電気通信技術システム課企画官）、  
石谷 寧希（事業政策課課長補佐）、大手 英明（事業政策課課長補佐）、  
大澤 健（料金サービス課課長補佐）

4 議 題

(1) 中間整理（案）について

(2) その他

## 開 会

(山内主査) 本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会第 13 回を開催いたします。

早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。本日の議題は、「中間整理（案）について」を予定しております。

3月11日の第1回から、委員の皆様には、これまでヒアリングも含めまして合計12回のご審議をいただきました。これまでの検討結果を踏まえ、中間整理の案につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願ひいたします。

(事務局) まずカメラ撮り、ここまでとなります。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の13-1、中間整理（案）をご用意ください。この中間整理（案）は、今まで計12回、多様な論点をご議論いただきました内容を踏まえ、現時点で一定の整理をしたものでございます。

まず、1ページ目、審議の状況でございます。

2ページ目が諮問の概要となりますが、まず日本再興戦略におきまして、世界最高水準のIT社会の実現をミッションとしていただいております。本年2月に、2020年代に向けた情報通信政策の在り方について諮問したところでございます。答申を希望する事項、主に3つございます。1つが、2020年代に向けた情報通信の展望。2つ目が、情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方。3つ目が、利用機会の確保、そして安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方でございます。

3ページ目、4ページ目は、ご参考まででございます。

5ページ目は、審議のスケジュールでございます。今申し上げましたとおり、総会にて2月3日に諮問いたしました。特別部会で2月26日に合意をいただきました。当委員会では3月11日に第1回会合を行いまして、計12回、会合を重ねてございます。8月5日、本日、中間整理（案）のご議論になります。お盆明けと見込まれますけれども、特別部会に対しまして中間整理（案）をご報告するというので、答申の時期は11月、遅くとも年内というスケジュール感で動いております。

6ページ目は、これまでの審議状況でございます。

7ページ以降が、諮問に係る内容となります。

まず8ページ目、9ページ目が、諮問の1つ目の、情報通信の展望に関するものとなります。

8ページ目、ICTの役割と目指すべき姿でございます。まず、ICTの役割、ここにいろいろ書いてございますが、経済活性化や地域の活性化、あるいは安心・安全の実現等々、今後もますます多様な役割、そして重要な役割が担われるということが期待されております。

9ページ目、2番、ICTの動向でございます。左の、ネットワークの動向では、高速化あるいは大容量化あるいはトラフィックの急増、移動と固定が補完関係になるだろうということでございます。真ん中、利用の動向では、あらゆるモノがつながり、移動/固定を意識しない利用環境になるだろうと。右の、利活用の動向では、あらゆる分野との連携が進むだろうということでございます。

3 ページ目、2020 年代にふさわしい ICT 基盤の姿、そして事業者が果たすべき役割というところでございますが、まず基盤の姿といたしましては、超高速・低廉・強靱な世界最高水準の ICT 基盤が必要であると。また、真ん中でございますが、あらゆる産業・利用者がニーズに応じた多彩なサービスを利用・提供できる ICT 基盤と。右でございますが、誰もがより安心して利用できる ICT 基盤でございます。これらを踏まえまして、事業者が果たすべき役割というのは、活発な競争あるいは積極的な投資によります ICT 基盤の高度化、低廉化、強靱化。多様なプレーヤーによる新産業の創出、ICT 利活用の拡大、グローバル展開等々が記載されてございます。

10 ページが、全体像となります。下の囲みが、本委員会の検討対象でありまして、部会からご提示いただきました基本 5 原則に基づき、いわゆる競争政策を議論していただくこととなります。また、右に書いてございますように、各府省で行っております ICT 利活用の推進とこの基盤政策があいまって、経済活性化と、そして国民生活の向上が図られるという検討の全体像となります。

続きまして、11 ページ目、本委員会の基本的な方向性でございます。記載してございます 3 つの方向性。すなわち、ICT 基盤の利用による新産業あるいは新サービス、イノベーションの創出。2 つ目、便利で安心して利用できる ICT 環境の整備。そして、I と II も関係しますが、公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 基盤の実現。この 3 つの方向性を踏まえ、ここに記載してございます個別論点につきまして、12 ページ以降、ご説明いたします。

13 ページ目、14 ページ目は、今までご説明したものの全体像でございます。(1) から (8) まで、当委員会において 1 度議論していただいたものとなります。

まず、個別論点の 1 点目、15 ページ目でございます。多様なプレーヤーの確保、そしてグループ内外の事業者間の公正競争の徹底ということで、グループ化・寡占化を踏まえました競争政策の在り方というものでございます。現状、主要事業者は 3 グループに集約している、あるいは、協調的寡占の色彩が強い状況にあるということでございます。また、株式取得等によるグループ化のほか、携帯電話・BWA・PHS を組み合わせたグループ内での電波の利用の連携が進んでいるというような状況にございます。

こういったことを踏まえまして、16 ページ目、基本的な方向性でございます。まず、①多様なプレーヤーの確保のための規律の導入でございまして、多様なプレーヤーの確保を通じまして、事業者間の活発な競争、そして積極的な投資を維持・促進するために、事業者のグループ化について、総務省による一定のチェックを可能とする規律の導入を図ることについて検討を進めることが適当ではないかというものでございます。また、競争政策と電波政策について十分に連携を図っていくことが適当ではないかという記載ぶりでございます。

また、②事業者のグループ内外の公正競争の徹底でございます。1) 移動通信ネットワークの開放ルール、そして禁止行為規制へのグループ概念の導入でございます。現在、個別事業者単位でシェアが算定されておりますが、グループ化の進展を踏まえまして、例えば二種指定設備制度あるいは禁止行為規制対象事業者の指定につきましては、グループ概念、グループ単位でのシェアの算定を考慮することについて検討することが適当ではないかという問題提起でございます。また、2) 同一グループ内での取引の公平性の確保でございます。同一グループ内での相対取引に関しまして、公平性を行政が十分に把握できる体制を整備することについて、更に検討を深めることが適当ではないかという問題提起でございます。

続きまして、17 ページ目、MVNO 振興でございます。MVNO が M2M や IoT 等の事業主体として、その役割はますます重要になると考えております。他方で、そのシェアがまだ 4.7% にすぎないというような現状がございます。

こういったことを踏まえまして、18 ページ目、基本的な方向性でございます。まず、①は再掲でございますが、MNO のネットワークを公平に、透明に利用できることを整備して、MVNO の参入を促進することでございます。②は、アンバンドル化の議論でございますが、移動通信ネットワークのアンバンドルの促進等につきまして、更に検討を深めることが適当ではないかという問題提起でございます。

続きまして、19 ページでございます。公正競争の徹底を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化の議論でございます。4 K・8 K 等のコンテンツの大容量化、あるいはオフロードのために、固定通信が移動通信の補完関係となります。設備・サービス両面で固定通信の重要性はますます重要となるというふうを考えてございます。例えば、固定系超高速ブロードバンド基盤でございますが、その整備率は 98.7% まで来ました。他方、その利用率はまだ 51.2% にとどまっているという状況でございます。

こういった観点を踏まえまして、20 ページ、基本的な方向性でございます。まず、①接続制度の在り方でございます。競争事業者が接続によって FTTH 市場に参入することが困難となっている状況でございます。また、光配線区画の見直し等の取組が効果を上げていないという状況でございます。こういったことから、接続料の算定方式を含む接続制度の在り方について、更に検討を深めることが適当ではないかという問題提起でございます。②NTT 東西によるサービス卸の在り方につきましては後ほどご説明いたします。③NGN の更なるオープン化の在り方でございますが、アンバンドル機能の拡充を含め、検討を進めることが必要ではないかという問題提起でございます。

続きまして、21 ページ目、市場の環境変化を踏まえた NTT グループを中心とした規律の在り方というものでございます。2 つ目の四角、NTT 東西の FTTH の契約数のシェアは 71%、NTT ドコモの携帯電話の契約数のシェアは 40% と、首位となっております。他方で、NTT ドコモを見ますと、契約数のシェアは減少しており、2001 年度末では 59.1% でございましたが、現在では 40% に低下しているというような状況です。あるいは、モバイル市場は実質的に 3 グループに集約し、寡占化が進展している、あるいは、電気通信分野との連携が見込まれる等々の現状がございます。

こうしたことを踏まえまして、22 ページ目でございます。いわゆる禁止行為規制の見直しということで論点を挙げてございます。NTT 東西、そして NTT ドコモが現在、禁止行為規制の対象となっております。まず、固定通信市場の禁止行為規制につきましては、依然として NTT 東西の設備シェアが高いということがございますので、現行の規律を維持することが適当ではないかという問題提起でございます。

他方、モバイル、NTT ドコモについてでございます。i) 基本的な方向性でございますが、グローバル企業の伸長、あるいは異業種との連携サービスの進展等を踏まえまして、公正競争の確保に支障がない範囲で規律を見直す方向で検討を進めることが適当ではないかという問題提起でございます。その際、右の図で 3 類型ございますが、行為類型ごとに、市場環境の変化を踏まえまして、個別具体的に検討することが必要ではないかという問題提起でございます。また、ii) グループ化・寡占化の進展、あるいは自己の関係者との連携でございます。主要事業者のグループ化の進展等を

踏まえまして、元々、この禁止行為規制の導入の背景には、自己の関係者との不当な連携を規制するというのが元々の趣旨でございますので、グループ化・寡占化の進展を踏まえつつ、規制の内容について在り方を検討することが必要ではないかという問題提起でございます。

続きまして、23 ページ目でございます。いわゆる NTT 東西のサービス卸についてでございますが、大変お手数ですが、これにつきましては資料の 13-2 をご覧ください。表紙に、NTT 東西によるサービス卸の在り方と書かれたものでございます。

まず、1 ページ目、NTT が委員会に出した資料でございますが、右に書いてございます光コラボレーションモデルという名前で、今までの B2C から B2B2C にモデルを大きく変換するというもの。そして、左下に書いてございます、いろんな業種とのコラボレーションによりまして価値創造を行うと。そして、今後のスケジュールでございますが、第 2 四半期において、NTT 東西が概要を事業者に提示すると。サービスインにつきましては 11 月頃を予定しているという図でございます。

2 ページ目も同じく NTT 資料ですが、概要でございます。例えば、2 つ目の提供単位につきましては、フレッツ光の契約単位と同じ 1 回線単位で提供されるということでございます。また、4 つ目の卸料金、これにつきましては検討中と書いてございますが、利用形態が同じならば卸料金も同等水準を適用して公平性を確保するというような資料となっております。

続きまして、3 ページ目、当委員会のヒアリングの場で鶴浦社長がお話しになった内容の概要でございます。例えば、4 つ目のポツでございますが、サービス卸は公平な条件で提供すると。グループ内の差別は一切しないと。一定規模による条件の違いはあるが、利用形態が同じであれば同等水準を確保するというようなことでございます。また、その下、7 つ目のポツでございますが、卸料金水準は先行してセット販売している事業者の小売料金を意識した卸料金である必要があるというようなことをおっしゃっているということでございます。

続きまして、5 ページ目、このサービス卸の制度的な位置づけでございます。①と、それから 6 ページ目に 2 つ目がございますが、まず 5 ページ目につきましては、3 つ役務が書いてございます。指定電気通信役務、基礎的電気通信役務、そして特定電気通信役務でございますが、サービス卸につきましては、この指定電気通信役務に該当いたします。第一種電気通信設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務というのが定義でございます。

具体的な内容は、FTTH 等、NTT 東西が提供しているものでございます。この指定電気通信役務に該当いたしますと、約款規律がございます。保障契約約款というのを作成し、総務省へ届け出ることが義務となっております。また、相対取引は可能であり、相対取引が整わなかった場合において、保障契約約款で契約を結ぶという規律になってございます。そしてそれが公表されることにより、一定程度の透明性が担保されるというものでございます。

また、6 ページ目、2 つ目の制度的な位置づけでございます。いわゆる NTT 東西が提供するものでございますので、禁止行為規制がかかるということでございます。特定の事業者に不当に優遇してはいけないというもので、公平に取り扱うというような位置づけという内容でございます。

そういった観点から、7 ページ目が論点提示でございます。NTT は本年 5 月 13 日に、サービス卸を提供するということを公表いたしました。料金水準は公表しないが、公平な条件で提供すると。公平性の確保のためには、例えば総務省等に、契約内容の非公開を前提に報告するということを想

定するとおっしゃっています。2020 年に向け、異業種あるいは多様な事業者との連携による多様な新サービスを創出することは、我が国の経済成長にも資するというような考えでありますので、このサービス自体は一定程度歓迎するものがございますが、他方で、公正競争の確保の在り方について検討することが必要という問題提起でございます。なお、競争事業者におきましては、一種設備を用いたサービス提供であることから、例えば、相対取引を禁止すべきとか、事前の認可制を導入すべきといったご意見もいただいているとともに、設備競争が阻害されるといったご意見をいただいているところでございます。

したがって、次の論点でございますが、1つ目、禁止行為規制が課されるという中で、他方で、指定電気通信役務であるサービス卸につきまして、その料金その他の提供条件につきまして、適正性・公平性、そして透明性の確保についてどう考えていくかということでございます。例えば、料金の相対取引の是非、適正性・公平性のチェックの仕組み等についてどのように考えるべきかというものがございます。

また、2つ目の論点といたしましては、強大な資金力、販売力等を持つ大手の携帯電話事業者が卸先となれば、固定通信市場を支配することになり、モバイル市場の寡占が固定市場へ波及するという意見や、あるいは競争事業者の設備インセンティブを損ないまして設備競争を消滅させるといったご意見もあったことについてどう考えるかというものでございます。(2)でございますが、NTTグループ内の営業・販売に係る機能の集約に対する懸念、あるいはNTTドコモの分離・再編成の趣旨をないがしろにするといったご意見、あるいは顧客の情報を共有してグループ一体で囲い込み営業が推進されるという意見についてどう考えるかという問題提起でございます。こちらが、サービス卸についての論点整理でございます。

また、13-1の資料に戻っていただきまして、24 ページ目でございます。利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現というものでございます。現状、SIMロック等により、利用者の過度の囲い込みが行われまして、多額のキャッシュバック等の問題が生じていると。また、SIMロック解除につきましては、事業者の自主的な取組が行われていますが、限定的になっているということでございます。また、旧料金プランでございますが、データ通信の料金プランは画一的になってきたというような状況がございます。

こういった問題意識から、ICTサービス安心・安全研究会におきまして、中間取りまとめをいただいたということでございます。①多額の販売奨励金あるいはキャッシュバックの適正化でございます。SIMロック解除等を通じまして、競争環境の整備を通じて適正化を促すことが適当という取りまとめでございます。

②SIMロック解除の推進でございますが、事業者は、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じて、迅速、容易かつ利用者の負担なく端末のSIMロック解除に応じることが適当ということでございます。ガイドラインを改正いたしまして、その実効性を確保することを前提とした検討がなされることが適当という取りまとめでございます。

また、③ニーズに適した多様なサービス、そして多様な料金体系の実現というものでございまして、事業者は、データ通信料金について、利用者のデータ通信料の分布に応じた多様な料金プランを提供することが適当という取りまとめでございます。また、総務省は、各事業者から利用者1人当たりのデータ通信量の分布、そして料金プランについて定期的に報告をいただきまして、把握す

ることが必要というような取りまとめでございます。

続きまして、25 ページ目でございます。いわゆるユニバーサルサービス制度あるいは基盤整備の関係でございます。ICTは、経済活動、そして社会活動におきまして、ますます重要となるというものでございますが、競争原理下におきましては、条件不利地域の ICT 基盤の整備・維持は困難という状況でございます。こうした状況を踏まえまして、ICT 基盤の整備・維持の在り方、特に条件不利地域の整備・維持の在り方についてどう考えるかという問題提起でございます。

26 ページ目が、基本的な方向性でございます。まず、2020 年までに、希望するすべての国民が ICT を利用できる環境の整備推進というのが大きな目標でございます。それまでの間、携帯電話あるいはブロードバンドの利用できない未整備地域につきましては、引き続きその解消を進めていくことが適当だということでございます。具体的には、補助金あるいは電波政策により、携帯電話、そしてブロードバンドの未整備地域の解消を図るということでございます。そして、その状況を踏まえ、ユニバーサルサービス制度の見直しについて検討することが適当ではないかということでございます。その際、今後の人口減少、そして人口流動に伴う集落の状況等も勘案しつつ、例えば、地域ごとに異なるニーズを十分に踏まえて基盤整備を進めることが適当ではないか。あるいは、光ファイバ整備につきましては、国の支援をさらに講じていくことが必要ではないか、ユニバーサルサービス基金の在り方につきましては、利用者に過度な負担を強いることはしないようにしなければならない、といった取りまとめでございます。

続きまして、27 ページ目でございます。安心して ICT を利用できる環境の整備ということでございまして、こちらにも ICT サービス安心・安全研究会の取りまとめを記載してございます。例えば、説明義務の在り方ということでございますが、1) 適合性の原則ということでございまして、高齢者等、利用者の知識、経験、あるいは契約目的等に配慮した説明を制度化することが適当という取りまとめでございます。

あるいは、次の 28 ページ目、契約関係からの離脱に関するルールの在り方というものでございまして、2) クーリングオフについてでございます。電気通信サービスの基本的特性を踏まえまして、販売形態によらず、クーリングオフ制度を導入することが適当というものでございますが、※4 で書いてございますように、本委員会におきまして、店舗販売等への適用については、電気通信事業者あるいは代理店等の事業の安定性・継続性に配慮すべき等の意見もあったということをご紹介させていただきたいと思っております。あるいは、③販売勧誘活動の在り方ということで、1) 再勧誘の禁止ということでございまして、電気通信事業者等に対する再勧誘禁止を制度化することが適当等の論点を取りまとめいただいたということでございます。

29 ページ、最後でございます。訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現ということでございますが、いわゆる「SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project」を本年6月に公表いたしました。これに従いまして、以下の4点につきまして、今後、進めていくというような取りまとめとなっております。

説明は、以上でございます。

(山内主査) どうもありがとうございました。それでは、今ご説明をいただきました中間整理(案)につきまして、また、途中で関連してご提示をいただきました、サービス卸に関する論点について、ディスカッションに移りたいと思っております。フリーディスカッションということにしたいと思っておりますので、ご意見あるいはご質問等ございます方はご発言願いたいと思っております。どなたか、いらっしゃ

いますか。相田主査代理から。

(相田主査代理) はい。やはりずっと制度が接続を前提に、その設備あるいは電波を保有する者に非対称規制を課すということでやってきて、今後本格的にこれから卸が入ってきそうだといい中で、設備は何も持ってないけれどもシェアはものすごく持っている者が出てくる可能性があると思います。その中で、今回すぐに制度改正に結びつかないかもしれないけれども、サービス卸の状況を注視して、この制度全体の見直しをやっていくステップに入る可能性を見ていかなければいけないのではないかと思います。

(山内主査) ありがとうございます。大前提として、そういうような視点が必要ではないかというお話。この会議も「光の道」の議論から3年経ち、見直しの機会ということで、先を見据えた目標としては制度の見直しを念頭に置いております。

そのほかにいかがですか。辻委員、お願いいたします。

(辻委員) ここまで議論が進んできて、改めて中間整理(案)を見ますと、1つは、相田主査代理がおっしゃったように、これが決して絵に描いた餅ではなく、やはり今後実際にどう動いていくかという、その検証が必要だろうと思います。

サービス卸の数値が一切出ていないですが、すべてはサービス卸の金額に依存していて、例えば金額が高ければシェアは変わらないけど、低ければシェアが大きく動く可能性もあるし、あるいは、連携サービスを導入するということになれば、携帯のシェアも動く可能性もあるので、細かいことを言うときりがありませんが、方向性としては、総務省のこれまでの競争政策の一つの転換点だと位置づけております。

これまでも申し上げてきましたが、ブロードバンドや携帯電話市場において公平な競争が起こるように、いろいろな規制、あるいはアンバンドル、あるいは接続料等を導入してきており、最近の大きな施策としてはナンバーポータビリティがありました。あれ以降、研究者として総務省の競争政策を検証する際に大きなイベントがなく、効果が測定できませんが、今後仮に禁止行為に変更がある、あるいはサービス卸の導入となりますと、非常に大きな変更点というか、競争政策上の成果が出てくると思います。

また、将来のことになりますが、今回の目標というのが、1つには、イノベーションを起こすということです。イノベーションを起こすには色々な要因があり、通信政策だけで出てくるものではありませんから、アウトカムにどんな影響が出るのか把握するのは、実証研究では非常に難しい問題です。

それから、もう1つは、この政策が市場の公正競争に与える影響です。今、マーケットシェアを見てどう変わっていくかを検討して、今後詰めていく作業があるわけです。具体的な法律や規制等の内容に大きく依存するので、方向性はいいですが、生かすも殺すも、どういう形で具体化するかが非常に大事だと思います。

私の専門に戻りますと、総務省の競争政策として提案されているのは、いわゆる前向きのものであって、それが90年代の終わりから2000年にかけて、日本のブロードバンドや携帯の普及を進めてきた大きな要因であることは認めます。ただ、その評価や検証になると力が抜けてしまいます。皆さんは新しいものを作るときには良いものを出せるのだけれど、後ろ向きの議論になると、どうしてもそれが抜けてしまっていると思います。先般の「光の道」の検証でも、あまりデータに基づ

いた検証がなかったと思います。

私ども研究者に余地を残してもらって、論文が書けるという点ではありがたいのですが、できましたら、今回の目標であるイノベーションや、あるいは公正競争の徹底、あるいはユーザに対する安心・安全も、検証をきちんとできるようなデータを出してもらえれば、また研究する人も出てきてよいかと思います。

先のことばかりですが、感想を述べさせてもらいました。

(山内主査) どうもありがとうございます。どうぞ、菅谷委員。

(菅谷委員) 今回のサービス卸ですけれども、NTTさんからB2B2Cということで、この制度を導入することによって、これまで高速回線を使った先進的なサービスにあまりチャレンジしてこなかった上位レイヤーの色々な事業者の方に新たに参入してほしいというお話については、非常に評価ができるのですが、ほかの通信事業者の方からは、設備競争が損なわれるという意見も出ていました。

今回のサービス卸の色々な方向性を見ていますと、サービス卸料金自体が競争上、非常に低い料金で、それで他事業者が対抗できないというところまでは行かないのではないかと思います。懸念されるのは、販売奨励金やキャッシュバックについてです。こちらでどの程度の歯止めがかかるのかというのが少し心配です。

この中間報告でも、24ページの、「利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現」の基本的方向性で、多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化が出ていますけれども、この部分は基本的にSIMロック解除等についての内容ということで、サービス卸が本格的に議論される前に、中間取りまとめが出たと理解しておりますので、こういう考え方が、どの程度、サービス卸にも反映されるのかと懸念しています。

これから、このサービス卸が導入されたことによって新しいFTTHの事業者が増えてくればいいのですが、他の設備事業者の高速ブロードバンド回線の乗り換えがどんどん増えてきて、その結果、競争状況がシュリンクしていくという形にならないかということが懸念されますので、その点について、今後もしっかり対処していただきたいと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) 私も今の菅谷委員のご意見と大体同じようなことを申し上げるのですが、サービス卸の資料の5ページに指定電気通信役務の説明があります。指定電気通信設備というのは、第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないということで、料金等の規制があるわけですけれども、私はこの制度を作った時に立ち会ったのですが、当然、エンドユーザに対する保護のための規制であると思い込んでいました。さっきの言葉で言うと、B2Cですね。

NTT東西がエンドユーザに対して、高い料金を設定しないようにという上限規制が事実上の目的だったと私は理解していますが、今回のご提案を受けまして、なるほど、小売サービスではなくて卸にも適用されることに初めて気が付きました。そういう意味で、NTTさんがそもそも卸を使うということが本来の立法趣旨とは離れているものだと前回お話ししましたが、既存の規制システムをこういう形で利用して、卸に対する一定の規制をしようということについては賛成です。元々、NTT東西は不可欠設備を持っているわけですから、それについて全く自由ということはありません。接続ではないとしても何らかの規制が必要だろうと思います。

このペーパーの7ページの下の囲み、中身が詰まっている感じがしますが、先ほどの菅谷委員のご説明にあったように、公正な競争という点から言いますと、料金の適正性というのは、むしろやはり下限規制、料金が安くなり過ぎないかということが問題だろうと思います。

特に、自前の回線によるサービスを行っている電力系やケーブルテレビ事業者などの設備競争を適正に担保するためにも、コスト割れがないことが必要と思います。もっとも、そのコスト割れのコストというのが何か分からないわけで、従来、芯線単位でやっていたものが、今回、サービス卸は1回線単位ということですから、どうやって規制をするのか。これから知恵を出していくところではないかと思えます。

とにかく、ここに書いてある適正性・公平性・透明性は、NTT東西が不可欠設備を持っている以上、当然のことであって、それを今回、指定電気通信役務として規制することには賛成したいと思えます。

もう1つ、これも菅谷さんがおっしゃったことで、単なる下限規制ではなくて、販売の仕方が影響してくると思います。つまり、届け出た料金はこれであっても、2年間は割引しますよとか、色々なことがあり得るということで、もしそういうことになりましたと、基本的には、これは豊富な資金力を持つ事業者が圧倒的に有利になるわけで、地域系の設備事業者が競争上不利になるとすれば、それは決して公正な競争ではないと思えます。

そういう意味で、7ページの箱の2に書いてありますように、(1)は、一部、モバイルで見られた加熱した販売競争が起こらないように、何か仕掛けが必要かなと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ。

(長田委員) ありがとうございます。今のお二人のご発言のところで、私も同じように感じました。

資料の19ページにありますように、超高速ブロードバンドの整備率が98.7%で、まだその利用率がそこまで伸びていないところで、もしNTTのサービス卸が行われることになった場合、ユーザのニーズに合わせた様々なサービスや、それから低廉な料金といったものが提示されていって、今まで超高速ブロードバンドを利用していない方々にメタルから移っていただくことで、前の「光の道」の構想の継続が行われていかないと、いつまでもメタルがたくさん残っている状態というのも、この世界にはあまり良いことではないと考えています。そういう意味での期待はあると思えます。

ただ、それが既にブロードバンドを引いている利用者の取り合いという形でキャッシュバック等の競争になると本末転倒で、非常に問題だと思っています。モバイルも、色々と話題になって、キャッシュバックも少し落ち着いたと思っておりましたが、なくなっているわけではないということですので、それも含めて、これからもきちんと、何か仕組みを考えていかなければいけないのではないかなと思います。

(山内主査) どうぞ、大谷委員。

(大谷委員) ありがとうございます。サービス卸の論点、7ページについてです。こちらの括弧書きに書かれていることが今後の議論の中で非常に重要なポイントだと私も思っておりまして、一つに、例として挙げてありますけれども、料金の相対取引の是非、そして適正性・公平性のチェックの仕組みということですが、今後、検討していくべきだと思うのは、外から見て検証可能であるようなチェックの仕組み、つまり行政の指導というように非公開前提で報告することにとどまらず、外部からもそれが検証できるような仕組みで、実効性のあるものを検討していくことが望ましいのでは

ないかと思っております。

そうすると、自然に、相対取引といったものの幅が縮小されることになるのではないかと思いますけれども、先ほどもダンピング的な扱いになることを懸念するような声も出ていたところですが、このサービス卸には、NTT 東西の5月の発表資料にもありましたように、多様なプレーヤーによる新たなサービス創出を下支えするといったところで大きな期待をかけているところでもありますので、全くの新規参入、そして、ある意味、異業種の、規模で言えば大きくないサービスについては相対取引の余地を残すなどの、規模に応じた対応というのも検討していくことが場合によっては可能ではないかと思っております。

これまでの議論というのは、一定規模による条件の違いについて、大口先については少し値引きをするという方向性で規模の問題を扱ってきていますけれども、逆に、小規模のものについて、あまり規制を積極的にかけないことによって、サービス卸のイノベーションにつながる仕組みというのを促していくといった政策的な対応が可能かどうかということも含めて、今後、議論ができればなと思います。

中間整理で関係する部分として、19ページの太文字の、「公正競争の一層の徹底」といったところの前の部分に、「設備・サービスの両面での」と書いてありますので、サービス面というのは当然ですけれども、やはり設備面についても、まだまだイノベーションの余地と、それから競争の余地がありますので、それを伸ばしていくことが、ある意味、これからの2020年代の我が国の情報通信環境を支えていく上で重要なものではないかなと思っています。

これまで、設備競争、サービス競争のバランスといったことを政策の一つの柱にしてきていますけれども、それをこれからも踏襲するということが重要だと思われるということ、私の意見とさせていただきます。

(山内主査) ありがとうございます。ほかに。どうぞ、三友委員。

(三友委員) サービス卸、7ページの下の方角についてです。2点申し上げたいのですが、最初に、通信というのは基本的に公益事業でありまして、その公益事業が民営化されたということは、基本的に競争を通じて価格が下がり、品質が上がり、あるいは様々な利用可能性が増えるということが、国民の利益になるという判断の下だろうと思います。

そう考えると、競争を促進するという方向に関しては、制約を加えるというのは基本的に良くないことだろうと、私個人の考えとして思います。設備競争、サービス競争についても、以前から申し上げておりましたが、設備競争からサービス競争に移り、サービス競争から設備競争に移るといって Ladder of Investment みたいな発想もあるわけで、設備競争というのは非常に大事で、設備競争事業者は大切にすべきだろうと思っておりますけれども、サービス競争を抑制すべきという発想が適切かどうかというのはまた別の判断だと思います。様々な競争の中で企業が努力して、そして生き残りをかけて、その結果として価格が下がり、品質が上がるということが非常に大事だと思いますし、過度にそこに介入するのは良くないのではないかと思います。

ただし、もちろん、結果として競争レベルが下がるようではいけないので、その点の検証をきちんとしておくべきではないかというのが、私の意見です。

それからもう1つ、クーリングオフについてです。これは既に別の委員会で検討がされていると思いますが、クーリングオフになるような問題そのものは、回線市場において起こっているわけで

ありまして、端末が問題でクーリングオフが起こるわけではないのです。回線市場と端末市場が分離されていないことに非常に大きな問題があって、そこが分離されれば、こういった問題も起こらなくなるだろうと思います。基本的に電気製品というのは電気を通してしまうと新品ではなくなりますので、そういう意味で、クーリングオフという制度が適用されることに関しては慎重であるべきという考えもあると思います。

ただ、非常に難しいのは、今まで我々は、端末と回線が一緒になって提供されることに慣れてしまっており、それによる色々なディスカウントが、利用者にとってみると得になることも多いということです。理屈から言うと分離されているべきですが、理屈が正しいかということ、消費者はたぶんそちら側を選択せず、既存の、ディスカウント付き、端末付きの契約をこれまでしてきたわけです。それぞれ別のものであることがにわかに消費者に受け入れられるかどうかは非常に難しい問題だと思います。

ですから、クーリングオフという制度は、これ自体は考慮すべき事項だとは思いますがけれども、市場の形、それからこれまでの商慣行といいますか、消費者が何に慣れているかということも考慮に入れて、理屈は正しいのだけれども結果が伴わないということにならないよう、ぜひ慎重にご検討いただきたいと思います。

以上です。

(山内主査) ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ、砂田委員。

(砂田委員) はい。サービス卸に関してですが、前の委員会でも申し上げたとおり、1ユーザ単位のサービス卸には、私は賛成です。その理由は、NTTの設備をより多くの事業者に開放して、使いやすくする仕組みであろうと思っていることが1つあります。また、現実には光インフラが新しいサービスの中の一つのパーツになってきているといいますか、モバイルと固定の融合も進んできていて、光サービスだけではNTT東西ががんばって営業してもなかなか需要が伸びてこないという状況がここ何年かあることを考えると、新しいサービスの創出、事業の創出の観点から、こういった形で設備を使いやすくしていく方向はあるのかなと思っています。ただ、ヒアリングの時に競争事業者からかなりの懸念が表明されましたので、今後、その懸念に関して、NTTの方で丁寧に説明されることが必要なのかなと思います。

それから、ちょっと話題は変わりますが、先日、都バスに乗ってWi-Fiを使ってみた際に、ものすごく使いやすくなったなという印象を持ちました。登録する際にすごく長い文章が出てくるのはちょっと鬱陶しかったのですが、メールアドレスだけで利用ができて、本当にSAQ<sup>2</sup> JAPANになってきたなと実感いたしました。

(山内主査) そのほか、いかがですか。

(三友委員) すみません。1つ質問いいですか。

(山内主査) はい。三友委員、どうぞ。

(三友委員) はい。簡単な質問ですが、7ページの下の方の四角の2行目に、適正性・公平性・透明性という言葉があるのですが、公平性と透明性については非常に分かりやすく、グループ内の取引に関する問題だろうと思うのですが、適正性というのはどういう意味で使われているのでしょうか。

(事務局) よろしいですか。

(山内主査) 事務局、どうぞ。

(事務局) 卸料金の、例えば上限、下限料金の幅といったイメージでございます。

(三友委員) その場合の適正というのは、何に対して適正なのですか。幅といっても、何か基準となるものがあるかと思うのですが。

(事務局) 例えば、下限につきましては接続料がございます。それが一つの下限になるのではないかと。

あるいは、上限につきましては、例えば小売料金というのがあります。小売料金を超えていいのかどうか。そういった論点があろうかと思えます。

(三友委員) 分かりました。ありがとうございます。

(山内主査) 色々な基準が取り得ることの一つの例だということですね。

(三友委員) はい。

(山内主査) そのほかにいかがでしょうか。まだご発言いただいてない方もいらっしゃいますが。

(関口委員) 今回の幅広い検討を上手におまとめになっていて、基本的に中間整理としてはこういう形でよかったと思っています。市場の動きに規制がやや遅れ気味になってきているという実態があって、そのラグを取り返すための全般的な見直しだと理解しているのですが、1985年以來、接続の円滑化が競争政策の中核的な役割を担っていて、この接続制度によって市場が円滑に成長してきたと思っているのですが、様々な意味で、卸ということが脚光を浴びてきました。1つには固定電話のフレッツ卸し、もう1つは移動通信についても、M2Mを中心として、MVNOとの間で卸がこれからのメインプレーヤーになろうとしているという意味で、今までの規制の体系と少し市場の環境が変わってきていると感じます。

だからといって接続制度の存在意義が失われるというわけではないですが、今後は接続と卸の関係について、もう少し詳細に検討を加えながら、両方が併存できるような市場環境に規制が追いついていく必要があると思います。その意味で、固定市場から移動市場へ、あるいは接続から卸へというウエイトの変化など、非常に大きな市場の変化に規制がこれから付いていくための、ちょうどいいタイミングでの整備だと理解しています。

移動通信の中でグループの視点が非常に大きく取り上げられたことはすごく良いことだと思うのですが、もう1点気になるのは、MNOが固定市場との関係でどういう規律を保っていくべきなのかということと、シェアがなかなか伸びてこないMVNOとの規律の関係についてです。3社の寡占状況の判断と、それからMVNOを育てるという観点とをどううまくマッチさせていくかというのは、今後、もう少し詰めていく必要があると思っています。

固定市場については、事細かに規定をしてきた一方、二種規制については規制根拠も違うということから、ややラフな規定で運用に任せるということが多かったわけです。今後、後半戦に行くに従って、細かな点を詰めていくことで、そのウエイトは必然的に、移動通信事業者へのもう少し細かなコントロールということにつながっていくだろうと思っています。その意味で、今回まだ細部には至ってないわけですが、整理の仕方としては、私はこれでよかったと思っています。

(山内主査) ありがとうございます。いかがですか、新美委員。

(新美委員) 私もサービス卸について気になった点を申し上げます。箇所は、7ページです。適正性・公平性・透明性という3つの視点があるのですが、適正性については、先ほど事務局の方から説明があったように、一定程度の幅が示せるということですが、これに対して公平性は、実体的な基準というのはまず考えられない。これは哲学的にジャスティスとは何か、と言われても何十年

かかっても議論が片付かないのと同じで、結局、非常に抽象度の高いものを制度として実現するために、公平性の実体的な基準を追い求めても不毛な論争になってしまうものだと思います。したがって、その都度、手続的に適正な、あるいは手続的にそういった議論ができる場を用意しておくことが、結果としては、大きな誤りを犯さずに済むと思います。経験則上、そのようなことがありますので、この三原則を実現するために、どういう形にプロセスを組み込んでいくのかに力を注いでいく必要があると思います。透明性というのも、そういった手続の中の一つの重要なポイントだと考えております。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) さっきの関口さんのお話で、グループ化をとらえるというお話には私も賛成ですが、これは、何ページにありましたか。

(事務局) 15 ページ、16 ページ目にあります。

(舟田委員) 15、16 ですね。はい。これは、競争評価アドバイザーボードの委員を務めているときも、個社単位の数値だけでは実態をきちんをとらえられないなということで、去年、おとしあたりから、色々と考えてきたことで、こうやって一步踏み出したのは大変結構なことだと思います。

16 ページの最初に、多様なプレーヤーの確保のための規律の導入とあります。事業者のグループ化、株式取得、合併等については、ご承知のとおり、独禁法上、10 条から 15 条以下の規制があって、株式を取得するときは、まず公取委へ届け出て、待機期間 30 日間、それから措置期間 90 日間というのを待たなければいけない。一定の裾切りで、重要な株式取得に限りますけど、そのような規制があるわけです。

しかし、独禁法の目的は公正かつ自由な競争の維持という一般的な目的ですから、この電気通信事業法固有の目的と異なると思います。本日色々ご説明いただきましたけども、こういう 2020 年代に向けた ICT の動向にふさわしい電気通信事業を展開するという目的のために、グループ化についてチェックするというのであれば、事業者にとっては明らかに二重チェックになるのですけれども、規制の観点が違うことから、このような規律は必要だし、特に電波のことを考えますと、総務大臣の認可という方式をとるのは正しいのではないかと思います。それが 1 つ。

もう 1 つは、さっき三友委員の話聞いていて問題が残っているなと思ったことで、モバイルではなく、固定通信におけるクーリングオフの問題です。固定通信の場合は端末と関係ないのですが、結局、消費者が 2 年契約をして、例えば 1 カ月 5,000 円で 2 年というのと、何十万手に入るといったら、事業者はそれを原資に色々な販売戦略を考えるということになる。2 年ではなく、3 年拘束契約というのもあったり、私が調べたものでは、8 カ月契約してくれればキャッシュバック 5 万円あげますから、8 カ月我慢してください、といった非常に複雑な契約条件が付いてくる形になっているものがある。

これは、私のような法律家でさえも何が得なのか分からないということになるので、新美先生のところのワーキンググループでも、2 年拘束をどう評価するのか、そのままになっているのですが、そういうことが結局は消費者の的確な判断を困難にさせる契約条件を色々生んでいるということは確かなので、これは積み残しの課題として残されているのではないかなという気がします。

新美先生、何かあれば。

(新美委員) 三友先生のお話を伺いながら、端末とサービスをどうとらえるかは一番大きな問題だと

思いました。電気通信事業で競争をなささい、と言いますが、端末は競争しているのでしょうか。実はサービスとくつつくことによって、端末そのものは何も競争していないような印象を持っています。

端末同士で競争させるならば、サービスとのつながりをしっかりと断ち切って、端末は端末で競争してください、通信サービスは通信サービスで競争してくださいというのが本来だと思いますし、そのことで消費者が損をするということはまずないはずだと思います。競争が進めば、ユーザはその便益を受けるはずですので。それができないということは、どこか効率性が悪い部分があるのではないのかと思います。

固定についてもお話しになったのですが、キャッシュバックの原資が出てくるのは一体なぜかをきちんと考えていかなければいけないと思います。

(山内主査) はい。どうぞ、辻委員。

(辻委員) 今のお話はプライシングにかかわる問題ですね。これは理論的に、現在のビジネスでは、いかに消費者余剰を取得するかというレントシーキング行動の一環です。今の経済学では、色々な価格付けがあって、できるだけ消費者から消費者余剰を取ることになっています。消費者が損するのであれば駄目ですが、抱き合わせ販売（セット割引）は消費者も消費者余剰野天で得するから、駄目であると言えないのが悩ましい店です。

通信分野や、電気製品などのプライシングは、事業者が手を変えて開発する手法が進み過ぎて、政策的にも一概に効率性が悪いというのも言えず、むしろ効率性を上げている場合もあります。ユーザの方に重きを置くのか、あるいは事業者の競争に重きを置くのか、どちらの観点で公平であるべきかを決めておかないと、今おっしゃられたことは理論的に間違っていると言えません。ですから、これには研究の余地は色々ある分野だと思います。

(新美委員) おっしゃるとおり、制度を作るときにはその点も十分に加味しなければいけないと思います。

(山内主査) どうぞ。

(三友委員) 今のお話に関連して、端末市場と回線市場を分ける結果として何が起こるのかを色々考えてみますと、やはり事業者は消費者を囲い込みたいわけですから、例えば2年縛りどころか、3年縛りや5年縛り、5年間契約したらこれだけ安くしますよとか、そういうものが出てくる可能性もあります。事業者がどう経営判断するかによるとと思いますが、そういう可能性も捨て切れない以上、利用者を保護するという観点を十分に担保していただくことが必要だろうと思いました。

(山内主査) ありがとうございます。そのほか、いかがですか。特によろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。今日は中間整理ということで、事務局からご提示いただいて、ご議論いただきました。私の印象を申し上げますと、この中間整理の案については、大きな反対はなかったと理解をしております。

一つのポイントとして、サービス卸の問題については、サービス競争と設備競争の重要性は皆さんも指摘されていて、ただ、委員によってその強調点が違っていたかなと思っておりますが、具体的にまだ NTT さんの方も出していないこともありますので、その点も加味しながらまとめていくのかなと思っています。

一方、これからの問題や、消費者に対する提供の在り方の問題など、いくつか問題提起もあった

ので、その点は今後の課題にさせていただき、また秋以降、議論を深めていけばよろしいのかなと思っています。

いずれにいたしましても、取りまとめということでございますので、本日の議論を踏まえまして、基本的な方向性を作成したいと思っております。それから、サービス卸については、今日のご議論を踏まえて作り上げるということであります。

以上、大変申し訳ないのですが、そのあたりの内容につきましては私の方に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(山内主査) ありがとうございます。それでは、中間整理(案)につきましては私の方で預からせていただく形にして、修正の上、8月の半ば以降になると思うのですが、特別部会に報告させていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から次回の日程についてお願いします。

(事務局) 次回の日程でございますけれども、今おっしゃったように、特別部会の後になるかと思いますが、まだ日程確定しておりませんので、確定次第、別途ご連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(山内主査) はい。ありがとうございます。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。熱心にご議論いただき、どうもありがとうございました。

以上